

大阪湾で 遊漁を楽しまれる 皆様へ

その採捕、密漁になっていませんか? 釣りにでかける前に、**大阪湾(大阪府側の海域)** で適用される主な法令の規制等をご確認ください。

※このほか大阪湾では、海域により兵庫県又は和歌山県の規制が適用される場合があります。

1. 関西国際空港島周辺海域の水産動植物の採捕禁止

大阪湾の水産資源を保護するため、採捕禁止区域内では**魚介類や海藻などを採ってはいけません。**(大阪府漁業調整規則第38条第2号)





罰則あり

採捕禁止区域の位置

1 N 34° 25.725' E 135° 11.622'
2 N 34° 26.737' E 135° 13.127'
3 N 34° 27.810' E 135° 14.728'
4 N 34° 27.118' E 135° 15.403'
5 N 34° 26.222' E 135° 16.277'
6 N 34° 25.613' E 135° 15.365'
7 N 34° 24.470' E 135° 13.665'
8 N 34° 25.162' E 135° 12.988'
9 N 34° 24.832' E 135° 12.988'

緯度・経度の値は世界測地系(分表示)

2. 漁具・漁法等の制限

漁業者ではない方は、以下の漁具・漁法以外は使用できません。



遊漁者は、 <u>ひき縄釣り (トローリング)</u>は できません。

特定水産動植物の採捕禁止

漁業権の内外にかかわらず、特定水産動植物の採捕はできません。※漁業を営む場合等を除く。

特定水産動植物







3年以下の懲役 の罰金(又は併科)

(漁業法第132条第1項、漁業法施行規則第41条)

漁業権などの侵害行為の禁止

漁業権区域内での以下の行為は、処罰の対象となります。



漁業権者の同意なく漁業権の対象種をとること

漁業者の操業を妨害すること

(漁業法第195条)

潜水による採捕だけでなく たこ釣りや磯採集も

処罰の対象となります!!



漁業権の対象種











えむし



100万円以下 の罰金

このほか、あわび、なまこ、いせえび、とこぶし、がんがら、かき、てんぐさ、おごのり、ひじき、あかもく(漁業権により異なります。)

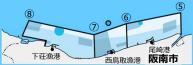


6 N 34° 22.008′ 7 N 34° 21.375′ 8 N 34° 20.705′ 9 N 34° 20.960′ 10 N 34° 20.777′

① N 34° 20.387′ ② N 34° 19.988′ ③ N 34° 20.122′ ④ N 34° 19.752′ ⑤ N 34° 19.310′ E 135° 09.092′ E 135° 08.350′ E 135° 07.485′ E 135° 06.145′ E 135° 04.523′ 凡例

漁業権漁場 つきいそ漁業 ノリ・ワカメ等養殖業 小型定置網(桝網)漁業







小型魚再放流(資源管理) のお願い



漁業者は、自主的に小型魚の 再放流に取り組んでいます。

大阪府栽培漁業センターでは 魚介類の生産・放流を行って います。

遊漁者の皆様も、 資源保護のため、 小さな魚は海へ返すことへの ご協力をよろしくお願いします。



技術開発魚種

メバル

第8次大阪府栽培漁業基本計画(R4-8)

クロマグロ の規制

クロマグロの遊漁に関する 規制は、水産庁ホームペ ジをご確認ください。

瀬戸内海広域漁業調整

クロマグロ遊漁

クロマグロ游漁 (水産庁)



【お問合せ先】 大阪府環境農林水産部水産課 指導・調整グループ

電話:06-6210-9613

令和5年度関西国際空港周辺海域水産動植物採捕禁止区域普及啓発事業費により作成

詳細はホームページでご確認ください。





